

入札説明書

令和8年度県政広報誌折込配布業務

令和8年2月

滋賀県知事公室広報課

この入札説明書は、地方自治法施行令（以下「令」という。）、滋賀県財務規則、滋賀県物品買入れ等の一般競争入札執行要領、本件調達に係る入札公告のほか、本県が発注する調達契約に關し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

- (1) 契約名 令和8年度県政広報誌折込配布業務
- (2) 業務および数量 県政広報誌折込配布業務 一式
- (3) 業務の内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 委託期間 契約締結の日から令和9年1月31日（日曜日）まで
- (5) 納入場所 別紙仕様書のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準に係る入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、新たに登録しようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行うこと。

ただし、申請の時期によっては、この公告に係る手続きに間に合わないことがある。

（資格審査の申請先）

滋賀県物品・役務電子調達システム または

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-4314

3 契約条項等を示す日時および場所等

(1) 問い合わせ先

滋賀県知事公室広報課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

電話：077-528-3043 電子メール：koho@pref.shiga.lg.jp

(2) 契約条項を示す期間

令和8年2月12日（木曜日）から令和8年3月2日（月曜日）まで

（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（最終日は午前10時まで）

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、県ホームページにて交付する。郵送による交付は行わない。

(4) 入札説明会

行わない。

4 入札および開札の日時および場所等

(1) 入札の日時および場所

令和8年3月2日（月曜日）午前10時30分

滋賀県大津合同庁舎3階入札室（大津市松本一丁目2番1号）

(2) 開札の日時

入札の終了後直ちに入札参加者立ち合いの上で行う。

5 入札および開札の方法等

(1) 入札者またはその代理人は、仕様書および別添契約書（案）を熟覧の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、6により説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知または不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札執行については、地方自治法、同法施行令、滋賀県財務規則および滋賀県物品の買入れ等の一般競争入札執行要領の規定によるものとする。

(3) 入札書および入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

(4) 入札者またはその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した別紙様式1による入札書を提出しなければならない。代理人が入札する場合にあっては、入札書と同時に入札権限に関する委任状（別紙様式2）を提出しなければならない。なお、封筒の表に「入札書」と朱書し、件名を併記すること。

ア 入札金額

イ 入札者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称または商号および代表者の職氏名）および押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）

ウ 代理人が入札する場合は、委任状の受任者欄に記載された通りの住所、氏名および同じ印の押印

(5) 入札者またはその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合（入札金額の訂正を除く。）は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

(6) 入札者またはその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換えまたは撤回をすることができない。

(7) 入札者またはその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告において要求される事項を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

(8) 入札執行者は、入札者またはその代理人が相連合し、または不穏の挙動をする等の場合で入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、またはこれを取止めことがある。

(9) 入札者またはその代理人の入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希

望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。落札者は、総額により決定する。

- (10) 入札者またはその代理人は、契約条件を別添契約書（案）に基づき十分考慮して入札金額を見積るものとする。
- (11) 入札は対面により行う。入札者またはその代理人は、(4)で示すとおり必要書類を持参・提出し、開札に立ち会うこととする。
なお、郵送等による入札は不可とする。
- (12) 入札および開札または再度の入札を行う室（以下「執行室」という。）には、入札者またはその代理人ならびに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）以外の者は入室することができない。
- (13) 入札者またはその代理人は、入札締切時刻後においては、当該執行室に入室することができない。
- (14) 入札者またはその代理人等は、当該執行室に入室しようとするときは入札関係職員に身分証明書を提示したまはその写しを提示しなければならない。
- (15) 入札者またはその代理人は、開札中または再度の入札中において特に止むを得ない事情があると認められる場合のほか、当該執行室を退室することはできない。
- (16) 開札中または再度の入札中において、次の各号の一に該当する者は当該執行室から退場させる。
 - ア 当該執行室へ出入りした者
 - イ 私語、放言等をした者
 - ウ 酒気を帯びて当該執行室へ入室した者
 - エ 公正な競争の執行を妨げ、または妨げようとした者
 - オ その他入札執行者が特に指示した事項を遵守しない者
- (17) 入札者またはその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者またはその代理人となることができない。

6 質問および回答の方法等

- (1) 質問方法
質問票（様式は任意）に質問内容を記入し、電子メールにより、3(1)に示す場所へ提出すること。なお、質問票を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。
- (2) 質問期限
令和8年2月24日(火曜日)15時
- (3) 回答方法
上記の期限内に提出のあった各事業者からの質問を全てまとめて、県ホームページ上で回答する。
 - ・回答掲載場所：<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/koho/>
- (4) 回答期日
質問を受け付けた日から起算して2開庁日後の17時を目指して回答する。

7 入札保証金

入札保証金は免除する。

8 無効の入札書

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 入札者またはその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (4) 談合その他不正の行為があったと認められる入札
- (5) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札
- (6) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (7) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (8) 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札書による入札
- (9) 入札書に記載する日付が公告日から入札書の受付期限までの日付以外の入札書による入札
- (10) 滋賀県物品関係入札参加停止基準に係る入札参加停止の措置期間中の者のした入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

9 落札者の決定

- (1) 滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

10 再度入札

- (1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で入札がないときは、再度入札を行う。この場合において、直ちに再度の入札を行うこととする。
- (2) 再度入札を行う場合に参加できる者は、当初の入札に参加した入札者またはその代理人に限るものとする。ただし、失格となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (3) 再度の入札に付して落札者がない場合は、随意契約の協議に移行することがある。

11 契約保証金

契約保証金は免除する。

12 契約書の作成

- (1) 入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、速やかに契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに契約担当者が当該契約書の案の送付を受けてこれ

に記名して押印するものとする。

- (3) (2)の場合において、契約担当者が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約書および契約に係る文書に使用する言語ならびに通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (5) 契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は、確定しないものとする。

13 契約条項

別添契約書（案）のとおりとする。

14 その他必要な事項

- (1) 入札者もしくはその代理人または契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札者もしくはその代理人または当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 本件調達に関しての照会は、6により行うこと。